



しろしたこうさく

城下広作県政報告誌

県民の身近な代弁者

2020年 3月発行

県民の身近な代弁者

熊本県議員



熊本市第1選挙区選出

■熊本県庁

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
Tel.096-333-2645/Fax.096-385-9767

第 93 号

ご挨拶



3月に入り、寒さも緩み始めた今日この頃ですが、世界中に猛威を振るう「新型コロナウイルス感染症」の蔓延で、人々の心は感染の恐怖にさらされ、経済は過去に類を見ないほどの混乱が予想されます。今は世界中の誰もが、ワクチンの開発や感染防止の有効な対策により、一日も早い終息を待ち望んでいます。また、政府もありとあらゆる緊急対策を打ち出し、県もそれに呼応し様々な対策を県民に提供しています。今こそ、すべての人々が心を合わせこの災難に立ち向かう時と捉えています。今後も、皆様の声が県政に届くよう頑張っております。

県議会議員(会派公明党)城下広作

●熊本地震による(3月19日現在)仮設住宅への入居状況

建設型 仮設住宅	726戸 (1,685人)
借り上げ型 みなし仮設	883戸 (2,118人)
公営住宅 など	22戸 (59人)

新型コロナウイルス感染症発生に伴う緊急要望!!



2月25日、どの会派よりも早く「新型コロナ対策」を県に要望しました。その結果、殆どの項目が実現されています。

QRコードで動画が見られます。



●YouTube 公明党熊本県本部

- ①県民が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、適切な行動をとれるように正確な情報提供を行うこと
- ②病床確保など感染症の検査・治療・入院に至るまでの医療体制を国と連携し、整備強化すること
- ③イベントの自粛や観光者の減少に伴い、観光業や中小規模企業に経済的影響が出ることは十分に考慮されるそのために資金繰り対策など国とも連携し、県独自の支援策を積極的に取り組むこと
- ④感染者や感染家族の情報提供においては人権に格段の配慮をすること
- ⑤教育機関や公共施設等の感染防止に努め十分な対応を行うこと
- ⑥県職員の感染防止に配慮し、業務が滞ることが無いように人的配置など柔軟な対応を行うこと

PROFILE

- 昭和34年4月8日生まれ
- 熊本県天草市魚貴町出身
- 1978年熊本県立牛深高等学校卒業
- 1979年九州測量専門学校卒業
- 測量士・温泉入浴指導員
- 1999年 県議会初当選。連続6期当選
- 公明党 熊本県本部代表
- 議会運営委員会
- 県 元監査委員
- 熊本県立牛深高等学校同窓会顧問
- 九州測量専門学校顧問
- 熊本県清掃事業協議会顧問
- 熊本県行政書士政治連盟顧問
- 熊本県土地家屋調査士政治連盟顧問
- 熊本県環境整備事業協同組合盟顧問



▼ラインアットから
LINE@（ラインアット）によるダイレクトメッセージの登録は下記のQRコードで。

●LINE@用QRコード



メルマガ登録
ボタンを
クリック。

QRコードを
読み取って、空メール
を送ってください。



城下こうさくメルマガ登録開始!

●「城下こうさくメルマガ登録」の方法

▼空メールから



QRコードを読み取って、記載されたアドレスに空メールを送ってください。

▼ホームページから



城下こうさくホームページの「メルマガ登録」ボタンをクリック。



開いたページの空欄に、メールアドレスを記入して、送信をクリックして下さい。



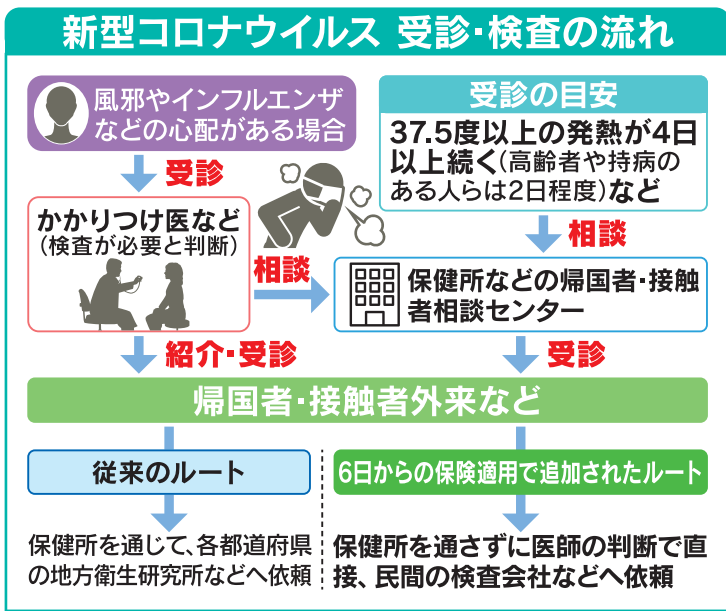
●ホットライン《お気軽にご相談ください。》

県議会/096(333)2645・FAX096(385)9767・携帯電話/090-8661-7722

●ホームページ <http://www.shiroshita-kousaku.net/> ●メール info@shiroshita-kousaku.net



「新型コロナウイルス感染症」への対応について一部を紹介します!!



新型コロナウイルスに関する24時間電話相談窓口

熊本市保健所	096-372-0705 096-364-3222
有明保健所	0968-72-2184
山鹿保健所	0968-44-4121
菊池保健所	0968-25-4138
阿蘇保健所	0967-24-9030
御船保健所	096-282-0016
宇城保健所	0964-32-1207
八代保健所	0965-33-3229
水俣保健所	0966-63-4104
人吉保健所	0966-22-3107
天草保健所	0969-23-0172

運転免許証の更新手続きについて

免許証の更新期限が**令和2年3月13日～3月31日までの方**

更新期限の前に、運転免許センター、警察署又は氷川幹部交番に「更新手続開始申請書」を提出していただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります(※)。

【例】更新期限が3月26日までの方は6月26日まで

※この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、**通常の更新手続を改めて受けていただく必要があります。**

免許証の更新期限が**過ぎてしまった方**

運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、学科・技能試験を受けることなく免許の再取得が可能です。
ただし、運転免許の再取得が完了するまでは、無免許の状態になりますので、運転はできません。

●詳しくは、熊本県運転免許センターまでお問い合わせください。
問合せ先：熊本県警察運転免許センター **096-233-0110**

国内の新型コロナウイルス感染者

18日午後、()内は死者

国内での確認例(検疫官ら15人含む) **901人(31)**

北海道	154(6)	山梨	2	山口	3
宮城	1	長野	4	徳島	1
秋田	1	岐阜	3	香川	1
福島	2	静岡	3	愛媛	3
茨城	2	愛知	128(15)	高知	12
栃木	3	三重	8	福岡	4
群馬	10	滋賀	4	佐賀	1
埼玉	34	京都	21	長崎	1
千葉	33	大阪	117	熊本	6
東京	111(2)	兵庫	91(3)	大分	1
神奈川	60(4)	奈良	8	宮崎	3
新潟	22	和歌山	15(1)	沖縄	3
石川	7	広島	1		

チャーター機帰国者 **14人**

クルーズ船の乗船者 **712人(7)**

退院者718人(18日正午現在) **計1627人(38)**

国が働く方への支援の緊急対応策を発表

サラリーマンパートなど	フリーランス自営業	給食の休止	マスク	放課後児童クラブ等
休業中の給与の手当て 1日最大8,330円	休業補償 1日一律4,100円	給食費の返還	転売禁止 介護施設・医療機関等に優先配布	追加運営費用を 全額国費で負担

熊本県は、「新型コロナウイルス感染症」対策として、金融支援を打ち出しました。詳しくは、**熊本県 新型コロナウイルス 検索**

個人向け緊急小口資金等の特例 ●受付開始：3月25日(水)

資金名	緊急小口資金	総合支援資金(生活支援費)
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	10万円以内 20万円以内 (学校等の休業等の特例の場合)	月20万円以内(2人以上) 月15万円以内(単身) 貸付期限：原則3か月以内
据置期間	1年以内	1年以内
償還期限	2年以内	10年以内
利子・保証人	無利子・保証人不要	無利子・保証人不要

注1) 表中の のカラー部分については、今回の特例措置(拡充)
注2) 総合支援資金(生活支援費)については、原則、自立相談支援事業による継続的な支援を受けることが要件

県税の申告期限を延長します。

国税(申告所得税、個人事業者の消費税など)の申告・納付期限(確定申告期限)の延長に合わせ、県では、個人事業者の申告期限を4月16日(木)まで延長します。(確定申告をされる方は県への申告は不要です)

問い合わせ先

●熊本県税務課 **TEL.096-333-2100**



国の雇用維持支援制度の紹介

- 1. 雇用調整助成金の特例**
事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者を一時的に休業などにした事業主に助成
※雇用保険適用事業所の事業主に限ります。※助成率：中小企業2/3、大企業1/2
●問い合わせ先
熊本労働局職業対策課分室 **TEL.096-312-0086** 受付時間：8時30分～17時00分(土日、祝日除く)
- 2. 小学校休業等対応助成金**
小学校等の臨時休業により保護者が休んだ場合などに、年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主や業務委託を受けて個人で仕事をする方の支援
- 3. 時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善特例コース)**
新たにテレワークの導入や特別休暇の規定整備を行った事業主に助成

詳しくは、熊本労働局ホームページ、または、次の特別労働相談窓口まで

●熊本労働局雇用環境・均等室「総合労働相談コーナー」
TEL.096-352-3865
●受付時間：8時30分～17時00分(土日、祝日除く)
●県内6カ所の労働基準監督署内「総合労働相談コーナー」



新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆さんへ資金繰りを支援します!

収入が減少している農林漁業者の皆さんには…

資金名	①緊急支援資金(県独自)	②セーフティネット資金
対象者	前期より1割以上農林漁業収入が減少(見込)の方など	運転資金(肥料、農薬、資材費、その他経営の維持に必要な経費など)
限度額	1,000万円	1,200万円 (※1)
償還期間(据置)	10年以内(3年以内)	
無利子化期間	3年間	5年間(※2)
融資機関	金融機関	日本政策金融公庫

(注)融資にあたっては、金融機関などによる審査があります。
(※1)簿記記帳を行っている方は、貸付限度額の引き上げが可能となる場合があります。
(※2)取り扱いの詳細については、日本政策金融公庫にお問い合わせください。

相談・問い合わせ先

熊本県団体支援課 ●受付時間：8時30分～17時15分(土日、祝日除く)
TEL.096-333-2371

※または日本政策金融公庫熊本支店(096-353-3104)、最寄りのJAバンクまでご相談ください。



売上が減少している中小・小規模事業者の皆さんには…

資金名	①金融円滑化特別資金(県独自)	②金融円滑化特別資金(セーフティネット保証4号)	③金融円滑化特別資金(危機関連保証)
対象者	直近1カ月または今後2カ月の売上が減少(見込)の方	直近1カ月かつ今後2カ月の売上が20%以上減少(見込)の方	直近1カ月かつ今後2カ月の売上が15%以上減少(見込)の方
限度額	8,000万円	8,000万円 ①、③と併せて2.4億円	8,000万円 ①、②と併せて2.4億円
償還期間(据置)	1年～10年以内(据置期間1年以内)		1年～10年以内(据置期間2年以内)
金利	年2.30%以内	年2.00%以内	年2.00%以内

(注)融資にあたっては、金融機関や信用保証協会による審査があります。
※熊本地震に関する熊本県制度融資(SN4号、激甚、小規模事業者おうえん資金(一部))および市町村の特別融資分の残高が対象となります。

相談・申し込み先

●商工会議所、商工会、中小企業団体中央会および以下の取扱金融機関
肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合

